

枚方市職員措置請求
監査結果報告書

(令和3年度の動物の飼養保管等業務委託料に係る住民監査請求)

枚方市監査委員

枚監査第 578 号
令和 4 年 8 月 5 日

請 求 人 様

枚 方 市

監 査 委 員	勝 山 武 彦
同	分 林 義 一
同	西 田 政 充
同	上 野 尚 子

枚方市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、令和 4 年 6 月 6 日付けで請求のあった標記の件について別紙のとおり、その結果を通知します。

第1. 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求については、棄却する。

第2. 監査の請求

1. 請求人 1 名
2. 監査請求書の提出 【1】 令和4年6月 6日
【2】 令和4年6月27日補正文書
3. 請求の内容

請求の要旨（原文のまま）

なお、監査請求書に記載された内容のうち、契約及び支出事務に関与しておらず、監査請求の対象とならない職員の氏名等については●で記載した。

【1】 令和4年6月6日受理の枚方市職員措置請求書

令和3年度動物の飼養保管等業務委託料に関する措置請求

対象者：枚方市長 伏見 隆

対象職員：枚方市保健所保健衛生課

松本 治子課長、安田 綾課長代理、●● ●●、芝田 祐典

- 1、違法または不当な公金の支出
- 2、違法または不当な財産の取得、管理、処分
- 3、違法または不当な契約の締結、履行

令和3年度動物の飼養保管等委託料に関する措置請求の要旨

1、請求の要旨

枚方市保健所保健衛生課と森林組合との動物の保管等委託契約において令和3年度の委託料とし、10,010,000円という巨額を支払っている。内、20万円は設備とし積算を計上しているのにも関わらず、令和3年10月1日に当方が見学に行った際、錆びたケージを使用していた。これは令和3年6月1日に環境省の提示した動物取扱業第1種の基準とされている規定を遵守していなかった。当方が調査した結果、大阪府が立ち入り指導権限を持つが通常立ち入りもしておらず、枚方市としても委託先には確認に行った際、指摘しておらず、大阪府にも通報していなかったことが判明した。財務会計行為上、設備費を適正に使用していなかった。これは契約不履行である。また、この件に対して松本氏および芝田氏は「動物が触れる箇所はバリケードしているから問題ない。」と持論で民意を無視しようとしたり、●●氏はダイレクトに錆びたケージを隠し、都合の悪い事実を散々隠蔽した。この環境省の基準は動物が触れる触れないではなく、動物の適正な管理という観点でぞんざいな設備になっていないかである。視覚的モラルといった観点である。枚方市の犬舎も平成26年に当方が立ち入った際、錆びだらけでひどい状態であったため●●氏に設備改善を依頼し、年度途中でリフォームした経緯がある。こういった動物という命ある生き物に対し軽視した管理をしないためである。これを理解していないので日本の行政は動物愛護が遅れている。しかも委託先のケージは動物が触れる箇所も錆びていた。虚偽を述べていたことは明らかであるが、芝田氏は不適切な説明をし、邪魔くさそうに電話をブチ切ったがこれは地方公務員法違反である。

領収書の開示請求をしたが不存在であり、提示も求めている。違法行為を防ぐためにも実際使用した領収書の提示は法的義務もあり常識である。本契約は執行した予算について都度、業務内容を確認しない契約になっており、かなりずさんでな契約内容になっている。また、令和2年度の監査で指摘が入っている積算根拠の明細の提示も求めている。そして、積算根拠の書類には保健衛生課の名称、委託先

の名称、年度も記入されていない。会計行為がかなりずさんであり、実際に領収書の提出がない事は不透明な支出である。また錆びたケージに設備費を使用せず、不法行為を隠蔽したのは悪質である。よって厳重な処分とし懲戒免職を求める。

2、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由
枚方市だけではないが監査を内部の市の職員が権限を握る傾向にある。民間の公認会計士や弁護士を建前上監査委員に配置しているが結局は内部の職員が市を擁護するような仕組みづくりになって不正を公正に摘発できないため。

上記のとおり、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

令和 4 年 6 月 4 日

枚方市監査委員 殿

○事実証明書

- ・ 苦情申立書
- ・ 積算内訳書

【2】令和 4 年 6 月 27 日受理の枚方市職員措置請求書に対する補正

枚方市監査委員 殿

令和 3 年度動物の飼養保管等業務委託料に関する措置要求に対する補正を提出いたしま

す。

1、請求の要旨 追記

対象者：枚方市長 伏見 隆

対象職員：枚方市保健所保健衛生課

松本 治子課長、安田 綾課長代理、●● ●●、芝田 祐典

記

森林組合への委託料は大阪府と締結していた際、1,600万円。大阪市、東大阪市、堺市以外の府下全域の金額である。また近隣市である寝屋川市は大阪府に委託しているが、令和2年度9,459,833円。本請求の令和3年度では8,810,530円である。それに比較し枚方市は森林組合との令和3年度の委託料とし、10,010,000円。大阪府は質はよくないが法令的に配置されている職員は獣医、事業内容も飼養管理だけではなく譲渡等業務量も多い。

芝田氏は「委託料が（当初より森林組合と契約し）安くなった」と言っていたが安いからいいのではなく、動物への愛護という観点から飼養管理の質をあげるべきである。そして近年の動向も全く調査していない。堺市は技術員は雇用しておらず犬の捕獲の業務は必要な時に必要な業務ができる委託契約をし、金額は400万円。枚方市や大阪府のように業務が「0」でも数千万支払うといった異常な税金の使い方は社会的に常識から外れておりすべてを見直す必要がある。

令和4年6月23日

○事実証明書

- ・寝屋川市の収容数と委託費
- ・森林組合の大阪府に対する受託金
- ・森林組合の人件費

第3. 監査の実施

1. 要件審査及び請求の受理

令和4年6月6日に監査請求書が提出され、受付を行った。

請求書を審査したところ、本件請求は形式的な要件については具備しているものと認め、受理することとした。

また、令和4年6月27日に請求人から監査請求書に対する補正が提出され、協議の結果、補正を認めることとした。

2. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

地方自治法（以下「法」という。）第242条第7項の規定に基づき、令和4年6月23日に請求人に陳述及び新たな証拠の提出の機会を与えたが、当日、請求人から急用のため出席できない旨の連絡があり陳述会が開催できなくなった。そのため、改めて複数の候補日を設定し、陳述の機会を与えたが、期日までに申出がなかったため、請求人に陳述の意思がないものとみなし、監査を実施することとした。

なお、本件請求についての新たな証拠は提出されなかった。

3. 個別外部監査契約に基づく監査

本件請求において請求人は、法第252条の43第1項の規定に基づき、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

監査委員は、法第196条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任されているところであり、本件請求の監査については、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと判断したことから、監査委員による監査の実施を決定した。

4. 監査対象事項

(1) 監査請求の対象行為

令和3年3月1日に締結した動物の飼養保管等業務委託の契約締結及びその履行並びに当該契約に基づき行われた委託料の支出を監査の対象とした。

なお、請求人が違法又は不当な財産の取得、管理、処分であると主張する大阪府森林組合の（錆びた）ケージについては、当該ケージが、本市が所有権を有する財産ではなく、大阪府森林組合が管理する財産であることから、監査請求の対象から除外した。

また、令和3年度の動物の飼養保管等業務委託の契約締結及び委託料の支払の決裁手続きに直接関わりがない職員については、監査請求の対象から除外することとした。

(2) 請求人が対象行為を違法又は不当とする理由（要旨）

市は動物の飼養保管等業務委託契約に基づき、令和3年度の委託料として大阪府森林組合に10,010,000円を支払っており、委託料の積算には設備費として200,000円が含まれているが、大阪府森林組合は、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」の規定を遵守せず、錆びたケージを使用し、財務会計行為上、設備費を適正に使用していなかったことは契約の不履行に当たるとする。

また、市は契約に当たり、積算根拠の明細の提示を求めておらず、積算根拠の書類には保健衛生課の名称や委託先の名称、年度も記入されていないなど会計行為がずさんであり、契約内容についても大阪府森林組合が執行した予算をその都度領収書の提示を求めて確認するものとなっておらず、ずさんな内容であるとする。

さらに、委託料の金額が寝屋川市や八尾市など近隣の他の中核市等と比較して高額となっており、近年の動向も全く調査していないとする。

(3) 請求人が監査委員に求める措置の内容

対象者及び対象職員を懲戒免職とすること。

5. 監査対象部課

健康福祉部 保健所 保健衛生課(以下、「保健衛生課」という。)

保健衛生課に対して関係書類の提出を求めるとともに、事実関係の確認を行った。

第4. 監査対象部課の説明

1. 監査対象部課への照会

令和4年6月29日及び令和4年7月6日に保健衛生課へ文書により照会を行った。

2. 保健衛生課からの回答（令和4年6月29日照会分から抜粋）

- (1) (照会) 請求人は、令和3年10月1日に大阪府森林組合に見学に行った際に、錆びたケージが使用されており、動物取扱業第1種の基準とされている規定が遵守されていなかったと主張されていますが、実際にケージはどのような状態でしたか。

(回答) 「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に伴い、令和3年6月1日から動物取扱業者が取扱う動物の管理の方法等の基準として、ケージ等は錆、割れ、破れ等の破損がないものとするのが定められました。受託者である大阪府森林組合において、実際に猫の飼養・運動用に使用しているケージは、購入して間もないため錆はありませんでした。請求人が錆びていたとされているケージについても法律の改正後は使用していませんでしたが、今後使用する場合に備えて、改正法の施行後に、ケージの動物が触れる壁3面を厚板で覆い、錆が動物に直接触れないような補修を行っていました。その後、請求人から厚板で覆っていない1面にも動物が触れるとの指摘をうけ、当該箇所については動物が触れる可能性があると考え、同様に覆うよう受託者である大阪府森林組合に指示しました。また、動物にとって危害のないよう覆いを増やす、塗料を塗りなおす、柵を交換する等、受託者である大阪府森林組合に対しては、随時、補修を行うよう指示しています。

なお、環境省動物愛護推進室に確認を行い、「動物の愛護及び管理に関する法律第12条に定める動物の管理の方法等の基準」は動物が

傷害等を受けるおそれがないような安全な構造とすることが趣旨であり、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」に記載のとおり『適切な補修が行われている場合は当該規定の「錆、割れ、破れ等の破損」があるとはみなさない。』と判断されることから、受託者である大阪府森林組合における対応に問題はないことを聞き取っています。

- (2) (照会) 錆びていたとされているケージへの対応は行われましたか。もし、対応済みであれば、それは、「いつ」、「だれの指示」で、「どのような対応」が行われましたか。

動物の飼養保管等業務委託にかかる仕様書（以下、「仕様書」という。）の1. 基本事項（6）ウ（ス）に、「その他、当該飼養施設の状況に応じて、発注者は必要な改善を求めることができるものとする。」と記載がありますが、当該規定に基づき、改善を求めたものですか。

(回答) (2) に回答のとおり、錆びていたとされているケージには、動物が触れる壁の3面を厚板で覆い錆が動物に直接触れないような補修を行っていましたが、請求人から厚板で覆っていない1面にも動物が触れるとの指摘をうけ、当該箇所については動物が触れる可能性があると考え、同様に覆うよう指示しました。受託者である大阪府森林組合において、令和3年12月20日にケージの他の箇所と同様に板で覆う対応が完了しています。この対応については、12月13日に本市保健衛生課より、仕様書の1. 基本事項（6）ウ（ス）の規定に基づき、指摘のあった箇所を覆うよう改善を求めたものです。

- (3) (照会) 大阪府森林組合で使用している動物の保管用のケージは、大阪府森林組合の備品ですか、それとも枚方市の備品ですか。

(回答) 当該ケージについては、本市の備品ではありません。

- (4) (照会) 令和4年6月6日付けで提出された「枚方市職員措置請求」の中で、請求人は、「そして、積算根拠の書類には保健衛生課の名称、大阪府

森林組合の名称、年度も記入されていない。」と主張していますが、令和4年6月14日付けで保健衛生課から提出された資料の中で、「積算内訳書」は「見積書」の裏面に添付されています。当該「積算内訳書」は「見積書」と1対のものという理解でよろしいか。

(回答) 「積算内訳書」は「見積書」と1対のものです。

- (5) (照会) 仕様書の1. 基本事項 (3) 一時飼養の施設規模(飼養管理個体数)に、「60個体を適切に飼養管理できる飼養管理施設を確保すること。」と記載がありますが、60個体の積算根拠(内訳を含む。)を説明してください。

(回答) 平成29年に仕様書を定める際、それまでに保健所が把握し、対応した本市内の多頭飼育の最大飼育数が猫65匹だったことを基準としました。

大規模な多頭飼育崩壊が同時に起きた場合60匹を超える可能性もありますが、その確率は高くないと考えることから、当該委託業務の仕様を定めるに際しては、飼養管理施設の要件として、犬猫あわせて60個体を同時に飼養できることとしています。

なお、令和元年度には市内で2件の多頭飼育崩壊があり、令和元年9月に10匹、令和2年1月に20匹の猫の引取りを行い、いずれの事案に係る猫も全て受託者である大阪府森林組合に搬送し飼養させるようしました。そのため同年度は一時最大30匹の猫を飼養しました。

3. 保健衛生課からの回答(令和4年7月6日照会分から抜粋)

- (1) (照会) 大阪府内の他の中核市における「動物の飼養保管等業務委託」について、以下の項目について説明をお願いします。

- ①保管方法(委託又は直営)
- ②委託先
- ③契約方法(随意契約かどうか)
- ④委託料(契約金額)及び内訳(積算内容を含む)
- ⑤委託業務内容

(説明) 別紙1「令和3年度 大阪府下中核市の動物の保管等業務委託状況」とおりのです。なお、積算内容については、各市から提供を受けることができませんでした。

自治体名	保管方法	委託先	契約方法	委託料	委託業務内容
枚方市	委託	大阪府森林組合	随意契約 (一者随契)	10,010,000円	<ul style="list-style-type: none"> 飼養業務等(殺処分は行わない) 発注者への報告等 譲渡希望者等への対応 動物の状態に応じて発注者が指示する処置等 給餌 動物の健康状態や処置等についての毎日の記録、定期的な報告 施設内巡回による動物の健康状態や数の確認 動物逸走時の措置
豊中市	委託	大阪府	随意契約 (一者随契)	14,690,609円	<ul style="list-style-type: none"> 飼養業務等 動物の回収・処分(譲渡及び殺処分) 発注者への報告等 災害時の助言や連携 給餌 動物の健康状態や処置等についての毎日の記録、定期的な報告 施設内巡回による動物の健康状態や数の確認 動物逸走時の措置
吹田市	委託	大阪府	随意契約 (一者随契)	15,095,239円	<ul style="list-style-type: none"> 豊中市と同様
高槻市	委託	大阪府	随意契約 (一者随契)	12,923,708円	<ul style="list-style-type: none"> 豊中市と同様
八尾市	委託	大阪府	随意契約 (一者随契)	9,510,206円	<ul style="list-style-type: none"> 豊中市と同様
寝屋川市	委託	大阪府	随意契約 (一者随契)	8,810,530円	<ul style="list-style-type: none"> 豊中市と同様
東大阪市	直営	なし (東大阪市動物 指導センター)	-	-	-

別紙1

令和3年度 大阪府下中核市の動物の保管等業務委託状況

(2) (照会) 委託契約開始以降の大阪府森林組合における各年度末の保管頭数等、以下の項目について、説明をお願いします。

- ①年度末保管頭数
- ②保管頭数
- ③年間のべ保管日数
- ④送致頭数 (枚方市保健所⇒大阪府森林組合)
- ⑤最長保管日数
- ⑥最短保管日数

(説明) 別紙2「年度末保管頭数等一覧」のとおりです。

別紙2

年度末保管頭数等一覧

	犬・猫別	平成29年度(8カ月間)		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度	
		犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計
年度末保管頭数	犬	1	3	0	1	0	29	0	5	0	1
	猫	3		1		29		5		1	
保管頭数	犬	3	9	5 ^{※1}	29	4	43	2	37	0	14
	猫	6		24		39		35		14	
年間のべ保管日数	犬	216	725	308	3265	174	3165	96	3910	0	1406
	猫	509		2957		2991		3814		1406	
送致頭数 (枚方市保健所→大阪府森林組合)	犬	3	9	3	24	4	42	2	8	0	9
	猫	6		21		38		6		9	

令和3年度の動物1匹あたりの平均飼養期間=1406/14=100.4日≒100日

※1 5頭の内訳は、平成29年度末から大阪府森林組合で保管されていた1頭、平成29年度中に収容・送致・仮譲渡し年度末には試用期間として譲渡先にいたものが平成30年度に入り保健所に返却され再度送致した1頭、請求者の事実証明にある平成30年度に新たに収容・送致した3頭です。

	犬・猫別	平成29年度(8カ月間)		平成30年度		平成31年度		令和2年度		令和3年度	
		犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計	犬・猫別	合計
最長保管日数 ^{※2}	犬	179	181	220	394	87	404	73	550	0	915
	猫	181		394		404		550		915	
最短保管日数 ^{※2}	犬	2	30	8	14	9	8	23	28	0	20
	猫	30		14		8		28		20	

※2 年度末に保管している動物の中で一番長い(短い)日数です。また、年度内に保管が終了した動物でそれよりも長い(短い)日数があった場合はそちらを掲載しております。

(3) (照会) 令和4年6月27日付けで請求人から提出された「枚方市職員措置請求書に対する補正」に①寝屋川市と②八尾市の収容頭数と委託費の資料が添付されていますが、金額等に誤り等がないか確認をお願いします。また、

- ①寝屋川市の委託料は、
 - ・令和元年度 11,343,232円
 - ・令和2年度 9,459,833円
 - ・令和3年度 8,810,530円

②八尾市の委託料は、

- ・平成 30 年度 16,078,303 円
- ・令和元年度 13,870,133 円
- ・令和 2 年度 9,774,670 円

と、年々金額が下がっていますが、その理由の説明をお願いします。

(説明) 寝屋川市と八尾市の各年度の委託費に誤りはありません。施設管理費や人件費等の固定費は、大阪府世帯数割で算出し、犬猫の回収に係る経費等の変動費については、見積を行う前年度の実績をもとに算出するという各年度の計算方法に変更はありません。委託料の変動は平成 29 年度 8 月 1 日より大阪府動物愛護管理センターが開所されたことに伴い、大阪府 4 つの支所（箕面、四條畷、泉佐野、藤井寺）で行われた飼養管理等の業務が一元化されたことによる人員体制の変更等があったためであることを大阪府に確認しています。

- (4) (照会) 令和 4 年 6 月 27 日付けで請求人から提出された「枚方市職員措置請求書に対する補正」に「堺市は技術員は雇用しておらず犬の捕獲の業務は必要な時に必要な業務ができる委託契約をし、金額は 400 万円。」と記載がありますが、この委託契約の内容がわかれば、説明をお願いします。

(説明) 堺市における業務委託の業務内容は、堺市の各区保健センター、引取場所等で引き取った犬猫について、堺市の依頼に基づいて指定する日時に引取場所から堺市動物指導センターに搬送・搬入を行うことと、堺市内で動けなくなっている犬猫(負傷犬猫)及び徘徊している所有者不明の犬(放浪犬)について、堺市の依頼に基づいて収容し、堺市の動物指導センターに搬送・搬入することです。契約期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までであり、委託費は 11,880,000 円です。堺市の各区保健センター、引取場所等で引き取った犬猫の搬送は搬送の前日までに、負傷犬猫・放浪犬の収容は業務発生時に委託業者に依頼し、業務が履行されますが、依頼件数に関わらず委託費は固定であることを聞き取りにより堺市に確認しました。

第5. 監査委員の判断

1. 確認できた事実関係

(1) 枚方市は大阪府森林組合と令和3年3月1日に「動物の飼養保管等業務委託」の契約（以下「本件委託契約」という。）を締結している。

本件委託契約に基づく業務の概要は次のとおりである。

- ・ 動物の種類や状態に応じた餌の調達
- ・ 給餌及び給水
- ・ 本市が指示する動物への処置等
- ・ 動物の健康状態や処置等についての記録と定期的な報告
- ・ 飼養施設の清掃等
- ・ 定期的な施設内の巡回による動物の健康状態や数の確認
- ・ 動物逸走時の措置
- ・ 譲渡希望者への対応等

(2) 枚方市は、本件委託契約に基づき、大阪府森林組合に対して令和4年4月28日に10,010,000円の委託料を支払っている。

2. 違法性又は不当性について

本件委託契約の締結及び履行並びに本件委託契約に係る支出が法第242条第1項に規定する「違法又は不当な契約の締結、履行」に該当するか、及び「違法又は不当な公金の支出」に該当するか、また、本件委託契約に基づいて支払われた委託料について、大阪府森林組合における用途の管理を怠っていることが「違法又は不当な財産の管理」に該当するかという3つの観点で次のとおり判断を行った。

(1) 本件委託契約の締結及び履行について

① 契約の締結について

枚方市は平成26年4月1日に中核市に移行し、それに伴って各種業務が大阪府から移譲された。

本件委託契約に係る「狂犬病予防法」並びに「動物の愛護及び管理に関

する法律」の一部の業務もその中の一つであるが、枚方市には当該業務を行う動物愛護センター等の施設がないため、当該業務を行っている大阪府に業務委託を行った。

その後、平成 27 年 9 月に伏見市長が就任され、殺処分ゼロを施策目標に掲げられたことから、この目標を達成する取組として、殺処分が含まれていた大阪府への委託を見直し、平成 29 年 8 月以降、動物の飼養保管ができる施設を有する大阪府森林組合と委託契約を締結している。

本件委託契約については、令和 2 年 12 月 10 日に健康福祉部保健所長の決裁を得て、令和 3 年 3 月 1 日付けで大阪府森林組合と締結している。

契約手続は、法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）に基づく随意契約として、財務部契約課に依頼して行われている。

一連の手続はすべて枚方市契約規則にのっとりたもので、違法性又は不当性は認められない。

② 契約の履行について

令和 3 年度末における本件委託契約の履行については、市からの送致数は、犬 0 頭、猫 9 匹の合計 9 頭（匹）となっているが、保健衛生課の説明では、一旦収容した動物については新しい飼い主が見つかるまで飼養するため、実際、前年度以前から引き続き保管する動物を合わせ、令和 3 年度中において、14 頭（匹）を飼養しており、年平均では 1 頭（匹）当たり約 100 日間飼養していることから推察すると、その履行内容にも違法性又は不当性は認められない。

また、請求人は、委託料の積算には設備費として 200,000 円が含まれているにもかかわらず、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」の規定を遵守せず、錆びたケージを使用し、設備費を適正に使用していなかったことは契約の不履行であると主張している。

そこで、本市の監査委員と監査委員事務局職員は令和 4 年 7 月 7 日に大阪府森林組合を訪問し、ケージをはじめ飼養保管施設の確認を行った。

問題とされている錆びたケージは犬用のもので、「動物の愛護及び管理

に関する法律」の改正後は使用していないとのことだったが、今後使用する場合に備えて全ての壁が厚板で覆われ、動物が直接触れないような補修対応が行われていた。

「動物の愛護及び管理に関する法律第 12 条に定める動物の管理の方法等の基準」は動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造とすることが趣旨で、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」には『適切な補修が行われている場合は当該規定の「錆、割れ、破れ等の破損」があるとはみなさない。』と記載されており、実際に現地確認した結果も踏まえ、契約の履行について、違法性や不当性は認められなかった。

なお、その他の施設や設備についても整理整頓され、清潔に保たれており、特に問題点等はなかった。

(2) 本件委託契約に係る委託料の支出について

① 支出手続について

(1) で述べたように本件委託契約については違法性又は不当性は認められず、それに伴う支出についても大阪府森林組合からの適法な完了払金請求書及び完了届を基に行われていることから違法性又は不当性は認められない。

② 委託料の積算について

委託料は、人件費のほか、電気設備や消防設備、空調設備等の点検費や設備更新修理費等のための設備費、水質検査やごみ処理、通信費等の業務費、電気や水道等の光熱水費、飼料代等の消耗品費など、本件委託契約に基づく業務遂行に必要な経費をもって積算されていることが、飼養管理施設の状況からも確認できた。

また、殺処分の有無等契約内容に一部違いはあるものの、大阪府へ同様の業務を委託している他の中核市の委託料と比較しても高額であるとは言えず、積算についても違法性又は不当性は認められない。

(3) 本件委託契約に係る財産の管理について

本件委託契約に基づいて支払われた委託料は大阪府森林組合に帰属し、本市が管理し、又は管理すべき財産ではないことから、財産の管理において、請求

人が主張するような違法性又は不当性は認められない。

3. 結論

以上のとおり、本件委託契約については、違法性又は不当性は認められず、請求人の主張には理由がないものである。

4. 意見

今回の監査結果については前述のとおりであるが、契約事務の中でも特に随意契約については、その都度、契約目的や必要性、経済性を十分検討した上で、透明性を図りつつ、的確かつ慎重に進められなければならない。

市においては、同様の業務を委託している近隣他市の状況把握を行うなど、適切な委託事務の遂行に努めるよう要望する。